

# 福島県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第3号

国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項(災害等による期限の延長)の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件(平成23年3月国税庁告示第8号)において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成26年3月30日までの間に到来するものについて、平成26年3月31日とする。

平成26年1月31日

国税庁長官 稲垣 光隆

都道府県名	地域
福島県	田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村